



飼い主のいない猫の問題

飼い主のいない猫（野良猫）で多くの方が困っています。

一方、可哀想に思ってエサを与えている方も多くいます。

被害に遭っている方とエサを与えている方で、深刻なトラブルになっていることもあります。

猫は保健所で捕獲すればいい、というご意見をいただきますが……。

区の保健所では、動物の捕獲は一切していません。

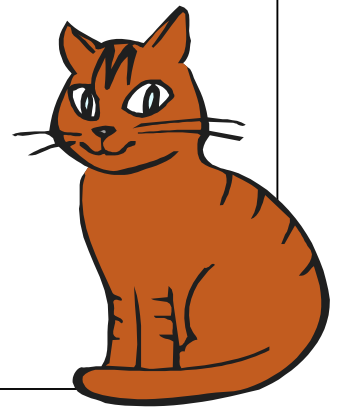
動物の捕獲・収容・処分は、東京都の動物愛護相談センターが行っていますが、猫については、首輪等の目印がない飼い猫が外をウロウロしており、飼い猫か飼い主のいない猫（野良猫）か区別がつかないため、センターでも原則として捕獲はしていません。

エサやりを止めれば解決する、というご意見もいただきますが……。

エサやりを禁止しても、猫は餓死せず、ゴミあさりやケンカが激しくなり、かえって被害が拡大します。

最終的には、エサを求めて近接地域に猫が移動しますが、近接地域に猫被害が移るだけで、問題の解決になりません。

エサをやろうがやるまいが、猫は本能に従って繁殖しますので、重要なのは去勢・不妊手術と被害対策ということになります。



区が推奨する「飼い主のいない猫」対策

区が推奨する対策は……、

① 地域の**すべての猫に去勢・不妊手術**を施します。

※ 手術した猫は、手術済の目印として耳の先端を小さくV字にカットします。



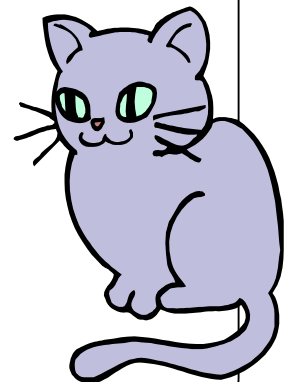
② 一代限りとなった猫について、猫トイレの設置（裏面③参照）やエサの適正管理（裏面④参照）により、**猫による被害を可能な限り減らして**いきます。

③ 飼い主のいない猫の多くは4～5年の寿命とされていますので、**だんだんと数が減ることとなります。**

区では、猫による被害を減らし、人と猫が共生できるまちにするため、**区公認ボランティアとして上記の猫対策をしてくださるグループ（2名以上）を募集しています。**

登録ボランティアグループには、去勢・不妊手術費用の助成や地域団体（町会等）との調整など、区が活動をサポートしますので、ぜひご相談ください。

※ 登録条件、登録方法など詳しくは、裏面担当までお問合せください。



猫にエサを与えている方は 必ずマナーを守って

近隣への配慮を欠くエサやりは、地域環境を悪化させます。

以下の4つのルールを守ってください。

- ① 他人の敷地で勝手にエサやりをしない。
- ② 去勢・不妊手術をする。

猫は繁殖力が強く、1頭のメス猫が、1年後には20頭以上に繁殖する場合があります。

飼い主のいない猫（野良猫）の生涯は過酷です。病気や交通事故で、多くの場合4～5年で死亡します（飼い猫の一般的な寿命は15年程度）。子猫はカラスに食べられることも多いです。

不幸な猫を増やさないため、手術をすることが本当の愛護です。

※ 捕獲方法については、練馬区保健所までご相談ください。

- ③ フンの始末をする。

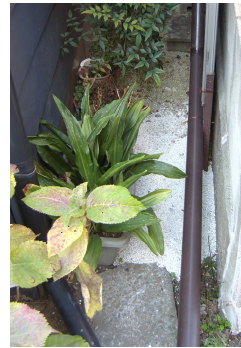
エサ場の近くに猫トイレを設置することで、フンの被害をかなり減らすことができます。自宅以外にトイレを設置するときは、敷地の管理者の許可を得てください。



庭の土を掘り返したトイレ



プランターに園芸用の土を入れたトイレ



猫の通り道にトイレ砂を撒いたもの

※ トイレを設置したら、土（砂）にその猫のフンや「またたび」を混ぜると猫が使用しやすくなります。

- ④ 置きエサをしない。猫が食べ終わったら、すぐにその場で片付けて清掃する。

置きっぱなしのエサは、カラスや虫が集まり不潔だけでなく、いつでもエサを食べられるので、他地域から次々と猫が集まってきます。

手術済（または手術予定）の特定の猫だけに、適量のエサを与え、食べ残しはその場ですぐに片付けるようにすれば、他地域の猫が寄り付きません。

猫は、複数のエサ場を持っていることが多いので、新来の猫は、元々いた地域にエサ場を持っている可能性が高く、エサを与える必要はありません。

猫が地域で愛されるか、嫌われるかは、愛護家の皆さんの行動にかかっています。

愛護家の皆さんの節度ある行動をお願いいたします。